

観光第 441 号

令和 3 (2021)年 1 月 14 日

(公社) 栃木県観光物産協会

会長 新井 俊一 様

栃木県産業労働観光部長

業界団体に対する栃木県緊急事態措置等の周知について (依頼)

本県の産業労働観光行政に日頃から御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の下、緊急事態措置を実施すべき区域に本県が指定されたことから、1月13日に開催した第42回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における緊急事態措置等を決定いたしました。

つきましては、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長から各団体宛て通知を別添のとおり送付しますので、貴団体会員等に対する周知について御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

観光交流課

課長補佐 (総括) 倉金

TEL : 028-623-3209